



2020年5月13日

各 位

会社名 オーミケンシ株式会社
代表者名 取締役社長 石原美秀
(コード番号 3111 東証第二部)
問合せ先 執行役員管理部長 近藤武彦
(TEL 06-6205-7300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月26日開催予定の第155回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

非業務執行取締役および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条1項の責任限定契約に関する規定に基づき、当社と非業務執行取締役および監査役との間で責任をあらかじめ限定する契約を締結することができる旨を新設するものであります。

なお、非業務執行取締役との責任限定契約に係る規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
第四章 取締役及び取締役会 (新設)	第四章 取締役及び取締役会 <u>第二十八条 (取締役の責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第四二七条第一項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>同法第四二三条第一項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第五章 監査役及び監査役会 第 <u>二十八</u> 条から第 <u>三十四</u> 条 (条文省略)	第五章 監査役及び監査役会 第 <u>二十九</u> 条から第 <u>三十五</u> 条 (現行通り)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第六章 計 算</p> <p>第<u>三十五</u>条から第<u>三十八</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>第三十六条 (監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>当社は、会社法第四二七条第一項の規定により、監査役との間に、同法第四二三条第一項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第六章 計 算</p> <p>第<u>三十七</u>条から第<u>四十</u>条 (現行通り)</p>

3. 日程

2020年6月26日 第155回定時株主総会 (予定)

2020年6月26日 定款変更の効力発生日 (予定)

以上